

承認第6号

平成30年度東浦町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を
求めることについて

平成30年度東浦町の一般会計補正予算（第2号）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年9月6日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分する。

平成 30 年 8 月 10 日

東浦町長 神 谷 明 彦

平成 30 年度東浦町一般会計補正予算（第 2 号）

平成 30 年度東浦町の一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 22,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,950,537 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 繰入金		771,149	22,000	793,149
	2 基金繰入金	758,471	22,000	780,471
歳 入 合 計		14,928,537	22,000	14,950,537

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教育費		1,639,701	22,000	1,661,701
	2 小学校費	363,905	15,583	379,488
	3 中学校費	174,452	6,417	180,869
歳 出 合 計		14,928,537	22,000	14,950,537

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
17 繰入金	771,149	22,000	793,149
歳入合計	14,928,537	22,000	14,950,537

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
10 教育費	1,639,701	22,000	1,661,701
歳出合計	14,928,537	22,000	14,950,537

2 歳 入

第17款 繰入金
第2項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金繰入金	363,000	22,000	385,000
計	758,471	22,000	780,471

3 歳 出

第10款 教育費
第2項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	274,729	15,583	290,312	0	0	0	15,583
計	363,905	15,583	379,488	0	0	0	15,583

第3項 中学校費

1 学校管理費	121,210	6,417	127,627	0	0	0	6,417
計	174,452	6,417	180,869	0	0	0	6,417

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 財政調整基金繰入金	22,000	財政調整基金繰入金	22,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委託料	15,583	270213 小学校施設整備費 13. 委託料 委託料 設計監理業務委託料	(学校教育課) 15,583 15,583 15,583

(単位：千円)

13 委託料	6,417	280313 中学校施設整備費 13. 委託料 委託料 設計監理業務委託料	(学校教育課) 6,417 6,417 6,417